

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例 国税3（法人税:義）
2	要望の内容	過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度（個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで）に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡に係る譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。 延長:3年間 繰延べ率:譲渡益の80%
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成8年度:適用期限の5年延長 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 平成13年度:適用期限の5年延長 平成18年度:適用期限の5年延長 平成22年度:過疎法の延長 平成23年度:適用期限の3年延長 平成24年度:過疎法の延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること目的としている。 過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用増大のため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 「過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。」</p>

			<p>租税特別措置法第37条第1項の表の第5号、第37条の4、第65条の7第1項の表の第5号、第65条の9、第68条の78、同法施行令第25条第10項第2号、第39条の7第4項第2号</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4(1)特色を活かした地域づくり 『過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。』</p>										
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>										
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により条件の不利な過疎地域に企業誘致等を図り、地域を活性化させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地域における「雇用増加人数」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域において企業の誘致、施設の増設等を図り、安定的な雇用を増大させ、地域の活性化を図る。</p>										
8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用件数(H20~H24)】</p> <table border="0"> <tr><td>平成20年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1件</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>0件</td></tr> </table>	平成20年度	0件	平成21年度	0件	平成22年度	1件	平成23年度	0件	平成24年度	0件
平成20年度	0件												
平成21年度	0件												
平成22年度	1件												
平成23年度	0件												
平成24年度	0件												
		② 減収額	<table border="0"> <tr><td>平成22年度</td><td>0.1百万円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>0百万円</td></tr> </table>	平成22年度	0.1百万円	平成23年度	0百万円	平成24年度	0百万円				
平成22年度	0.1百万円												
平成23年度	0百万円												
平成24年度	0百万円												

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H24) 本特例措置は、過疎地域において企業を誘致育成し、産業の振興を図るとともに、雇用の増大を図ることに寄与している。 これまでの実績では、平成22年度1件である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:H20~H24) 直接的な目標の効果として、平成22年度から平成24年度までの間では過疎地域における雇用の実績はない。</p> <p>しかし、地方公共団体に聞き取り調査したところ、たとえば、巨大地震の発生が懸念される中、過疎地域外の海岸部の施設を過疎地域内の中山間地域へ移転する計画もあり、また、自然エネルギー等の関連企業が進出するケースも出てくる見通しであり、今後、本制度の活用が期待できる。</p> <p>なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にすること」を目標としていたため、現時点では結果が出ていない。</p> <p>過疎地域の現状をみると、引き続き人口減少と著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、引き続き就業機会の拡大に寄与する当該措置の延長が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:H20~H24) 過疎地域に置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業に対する税制上の特例措置を講じることが適切であり、延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の要件を失うこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20~H24) 過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域における就業機会の拡大、施設の増設等が図られ、地域の活性化につながるものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、企業誘致を税制面から援助しようとする主旨で過疎法第29条に規定されたものである。この特例措置により初期投資の負担が軽減されるため、企業の進出が促されるものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>補助金等他の政策手段はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相	<p>なし</p>

			当性	
10	有識者の見解			なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成22年8月

減収見込額積算根拠

(22年度推計)	適用件数	1件
	減収見込み額	0.1百万円

(計算根拠)

○ 減収見込み額 (譲渡価格 \geq 取得価格であるものとし、差益割合を95%として計算。)

$$= (\text{①取得額 (A)} - \text{②圧縮額 (E)}) \times \text{法人税率 (30\%)}$$
$$= (2 \text{百万円} - 1.52 \text{百万円}) \times 0.30$$
$$= 0.144 \text{百万円}$$

① 取得額 (A)

$$= 2 \text{百万円}$$

② 圧縮額 (E)

$$= \text{取得額 (A)} \times \text{差益割合 (95\%)} \times \text{繰延率 (80\%)}$$
$$= 2 \text{百万円} \times 0.95 \times 0.80$$
$$= 1.52 \text{百万円}$$